

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

児童・生徒の熱中症対策として、安全で安心な教育環境を確保するとともに、災害時には避難所として安心して快適な避難所環境を確保するため、浜坂小学校体育館について、空調を整備する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

昭和55年・63年に建築された米里小学校の校舎及び昭和55・56年に建築、平成5年に増築された東中学校の校舎は、老朽化が進行している状態であるため、改修工事を行うことでトイレ環境の改善を図る。

また、市立小・中・義務教育学校の普通教室では、令和2年度末までに空調設置率100%を達成しているが、特別教室においては、空調整備が進んでいない状況にある。感染症予防をはじめ、気候変動などの要因による夏場の熱中症予防対策、さらには冬場の灯油などのエネルギーコスト削減のため、特別教室の空調整備を推進することで、安全面・環境面に配慮した教育環境を確保するとともに燃料経費の負担軽減を図り、もって児童・生徒が生き生きと学び活動できる教育環境の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

老朽化した第一学校給食センター及び湖東学校給食センターを統合し、(仮称)鳥取市北部学校給食センターを整備し、児童生徒に安全・安心な学校給食を長期にわたり安定して供給できる環境整備を行う。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		39 校
中学校		13 校
義務教育学校		4 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	8 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	52 箇所
	学校武道場	5 箇所
	社会体育施設	107 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年12月
国土強靱化地域計画※2	有	平成31年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間経過後に、目標達成度合いを計測し、評価結果等を当市ホームページ等で公表する。</p>
